

違反食品の回収等について

令和8年7月7日（火）、北九州市から「千葉市内の食品輸入業者が輸入した野菜加工品（商品名 茄子の浅漬け）を、5月21日（木）に北九州市内の販売店から収去し検査を実施したところ、二酸化硫黄が使用量の最大限度を超えて検出された」旨の連絡がありました。

このことから、7月10日（金）、千葉市保健所長は、食品衛生法第13条第2項違反として、営業者に対し、当該食品の回収および廃棄を命じましたので、お知らせします。

なお、当該食品は既に流通していますが、現時点で当該食品の喫食による健康被害等の届出はありません。

1 輸入者

（1）名称

株式会社ネクストインターナショナル

代表取締役 おがさわら 小笠原 かずはる 和治

（2）所在地

千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1

2 違反内容

食品衛生法第13条第2項違反（二酸化硫黄 0.10g/kg 検出）

亜硫酸塩等の使用基準を超えた食品を輸入および販売したこと

（食品衛生法で定められた使用基準 0.030g/kg 未満）

3 違反食品

- | | |
|------------|------------|
| （1）商品名 | 茄子の浅漬け |
| （2）包装形態 | 瓶詰 |
| （3）内容量 | 350g |
| （4）賞味期限 | 2027.07.15 |
| （5）原産国 | ベトナム |
| （6）輸入数量 | 2,160本 |
| （7）輸入許可年月日 | 令和8年5月11日 |

4 措置

当該違反食品の回収および廃棄命令

5 販売先

現在調査中

<参考>

1 二酸化硫黄について

二酸化硫黄は、漂白剤、保存料、酸化防止剤として食品への使用が認められている物質で、使用できる食品と使用量等の最大限度が、食品衛生法で定められています。

二酸化硫黄の一日摂取許容量は0.71mg/kg体重/日と設定されています。

今回の検査結果は、例えば体重50kgの人が、毎日一生涯、この食品を約355g食べ続けても、健康への影響はない値です。

※一日摂取許容量とは、ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取しても健康に悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量のこと。

2 関係法令参照（食品衛生法第13条関係）

（食品等の基準及び規格）

第13条 内閣総理大臣は、公衆衛生の見地から、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

② 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。